土木事業等の工事は早期発注を

里田　治　議員

問 本市における土木工事等の発注は、総体的に遅いように感じる。冬期間の降雪という本市特有の気象条件を考慮し、何故早期に工事発注しないのか伺う。

答 総務部長

鋭意早期発注に努めてまいります

工事など夫々の事業執行は、各担当部局でいずれも早期着手に努めておりますが、用地交渉の難航や国等補助金の交付決定時期等の関係から遅延しているものがあることも事実でありますことから、今後ともに鋭意早期発注に努めたいと考えます。

問 急傾斜地崩壊対策事業を問う

本市には山間部の急傾斜地に位置する「集落」が多く、居住される方々も比較的高齢者の方が多い。地震、雪崩、地すべり等の危険性も高く、地域の方々の安心と安全な生活を保障するには早急な対策が必要である。故に、次の4点について問う。

①市内の危険個所数とその指定状況は

②近々年度の当該事業計画と工事の完了見込は

③事業採択基準の概要は

④事業分担金と今後の基準は

答 土木交通部次長

①市全域で危険箇所数が315箇所うち指定箇所が25箇所の状況です。

②現在、3箇所で事業を実施しており、マキノ町下開田地区は平成23年度、同野口地区は平成21年度、今津町角川地区は平成22年度に完了予定です。

③国庫補助事業は崖の高さ10m以上、人家概ね10戸以上。県単独事業は崖の高さ5m、人家5戸以上。雪崩対策事業は豪雪地帯で人家概ね5戸以上が採択基準です。

④合併後、地元負担金は徴収しておりません。

市民憲章の制定について

梅村　彦一　議員

問 高島市が合併し、早や3年目を迎えた。いよいよ総ての面においての結果が求められる時期となってきた。総合計画の策定を踏まえ、将来の高島市のあるべき姿を実現していく大事な時期であると思うが、そのためには5万5千の市民が一丸となって明日の高島市を建設していかなければならない。そのためにも、早急に市民憲章の制定に取り組まれ、市の取り組みが形として市民の皆さんに見えるよう施策の展開をしていただきたいと思うがいかがか。市民憲章と併せて、市の花、木、鳥の制定についての考えはどうか。市のシンボルとして高島市を象徴するものである。同時に市の歌についても早急に制定し、目に見える形で示してほしいと思うがいかがか。

答 企画部長

市民参加による市民憲章の検討

市民憲章の制定は、市にとりまして大変意義のある重要なことと認識しております。とりわけ、「市民参加のまちづくり」として、市民参加による制定過程が大切であると考えます。市民憲章の取扱については、合併協定におきましては、新市発足後に検討機関を設けて検討すると定められています。今後、市民の皆様との協働による、新市の希望に満ちたまちづくりのための行動目標として、市民の皆様方とともに制定に取り組みたいと考えております。また、制定時期につきましては、5周年等の節目を念頭に置き、花、木、鳥、歌も含め、気運の醸成を図ってまいりたいと考えます。

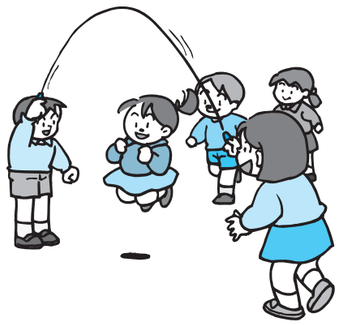

その他の質問

◆高島の徴税機能について

積極的な限界集落対策を

橋本　恒夫　議員

問 限界集落は、65歳以上の高齢者が住民の半数を超えるなどで、極端な過疎と高齢化で冠婚葬祭などの共同生活の維持が困難な状態となった集落をいい、国土交通省はこの程、昨年4月時点での調査結果を公表した。それによると、この7年間で2213集落が消滅し、2千641集落が今後消滅の可能性があるとしている。綾部市では、昨年12月議会で「水源の里」条例を制定し、消滅か存続かの岐路にある集落を切り捨てず、支えて元気にすることで市全体の活性化を図るとしている。この条例は、全国的にも関心が深く、今秋には限界集落サミットを開催する。

①市内の限界集落数は

②限界集落の市の考えは

③限界集落サミットに参加するか。

答 企画部長

集落の存続に向け、取り組みます

市内には、限界集落といわれる高齢化率50%以上の集落が13集落あり、現在の人口構成でいけば今後10年間で39集落となる予定です。現在、過疎対策、辺地対策として振興施策に努めておりますが、今後においても、集落の存続に向け周辺地域や各種まちづくり団体・ボランティア団体等の連携、さらには、地域の持つ豊かな自然環境の特性等を都市との交流を通じ啓蒙する等により、新規居住者の定住に向けた取り組みが必要であると考えます。なお、こうした取り組みを推進するためにも、限界集落サミットに参加し、全国の同様地域と情報交換できればと思います。

その他の質問

◆高島市環境センターのガス化溶融炉について

獣害防止柵の一部に誘導柵の設置を

大森　六己　議員

問 年々鹿の被害が増え、県内のニホンジカの生息数は2万6千5百頭と推定され、今後さらに増加が見込まれている。このような状態では平成23年度末には今の5倍、14万頭に増加するとの予測がされている。大変な事態になるのではと危惧するところで、夜になると道路を横切り車との衝突事故等、我々に危険を与え大きな事故に繋がるのではないかと心配をするところである。山裾には被害防止のため様々な対策が実施されている。しかし、被害は一向に減少せず繁殖とともに増加するばかりである。そこで防止柵に沿って回る鹿の獣性を利用して、今の防止柵の横に一部の誘導柵を設置し、鹿の個体数の減少と被害を軽減させるために今後の誘導柵の設置について問う。

答 産業循環政策部長

高島市では、昨年度県が策定した滋賀県特定保護管理計画（ニホンジカ）での個体数調整を地元猟友会に依頼し、銃器および檻による駆除を実施しております。議員提案の封じ込める誘導柵につきましては、動物誘導柵の設置の上で地元・猟友会と協議をしていきたいと考えます。現在未整備の動物誘導柵の設置と併せ継続的な駆除の実施を行い個体数の適正化に努めたいと思います。

獣害防止電気柵

その他の質問

◆動物を飼うときのマナーと酒波地先での犬の多数飼育について